

家事・育児サポート事業 留意事項承諾書

委託事業者 様

安来市家事・育児サポート事業利用実施要綱及び家事使用人雇用ガイドライン（厚生労働省策定）に基づき、下記留意事項において全てチェックし、承諾しました。

年 月 日

利用者

☐ 利用時間等について

- ・1回における利用時間は、2時間又は3時間とする。
- ・利用の変更又は中止の場合の連絡手段は電話とする。
- ・利用の中止をしたい場合は利用日の7日前までに事業者連絡する。
- ・利用日の変更をしたい場合は、前日までに事業者連絡する。
- ・当日キャンセルの場合は、利用1回分（3時間）とみなす。ただし、居住者の発熱などなんらかの事情があったと事業者が認めた場合はこの限りでない。

☐ サービス実施時の環境について

次にかかげる内容において、サポーターが利用しやすい環境を提供するものとする。

- ・トイレの借用
- ・サービス実施に係る備品等の提供（利用者が用意する）
- ・空調利用

☐ 当日の利用について

- ・利用当日は事前打合せした内容のみの対応とし、当日の在宅者が利用申請者と異なる場合には、あらかじめ当日の依頼内容等を伝えておく。
- ・自己負担金及び買い物代行の精算は、現金で行う。

☐ 駐車場の確保について

原則、サポーターの車を敷地内に駐車してもらうこととする。

利用者は駐車場が利用者分しかない場合は、利用者分を必ずサポーターに使わせる。

☐ ペットについて

申請書及び、事業者への利用依頼時に必ずペットの有無を伝える。

ペットがいる場合は、事業利用中にゲージに入れるか別室にいさせる等配慮すること。

ペットの対応は事業対象外とする。

☐ 利用者はサポーターに対し、パワハラ・セクハラなどあらゆるハラスメントを行ってはならない。

☐ 事故・損害による責任の所在

次にかかげる場合において、利用者はサポーター及び事業者責任を問わない。

- ・金品や貴重品等が事業利用中に紛失・破損等した場合
- ・作られた料理において二次的損害（食中毒等）が生じた場合
- ・サポーターの故意又は重過失でない場合の事故・損害が発生した場合